

第1節 ごみの処理

1 概況

本市におけるごみの分別形態及び収集形態は、＜表-45＞のとおりとなっている。

生活ごみは、臨時ごみ等の一部を除き委託により収集し、その全量を市が処分している。

事業ごみは、排出者責任の原則に基づき、事業者自らの運搬又は許可業者との契約による収集・運搬とし、缶・びん・ペットボトル等の一部を除き市が処分している。

犬猫等の死体については、委託又は自己搬入により収集し、その全量を市が処分している。

＜表-45＞

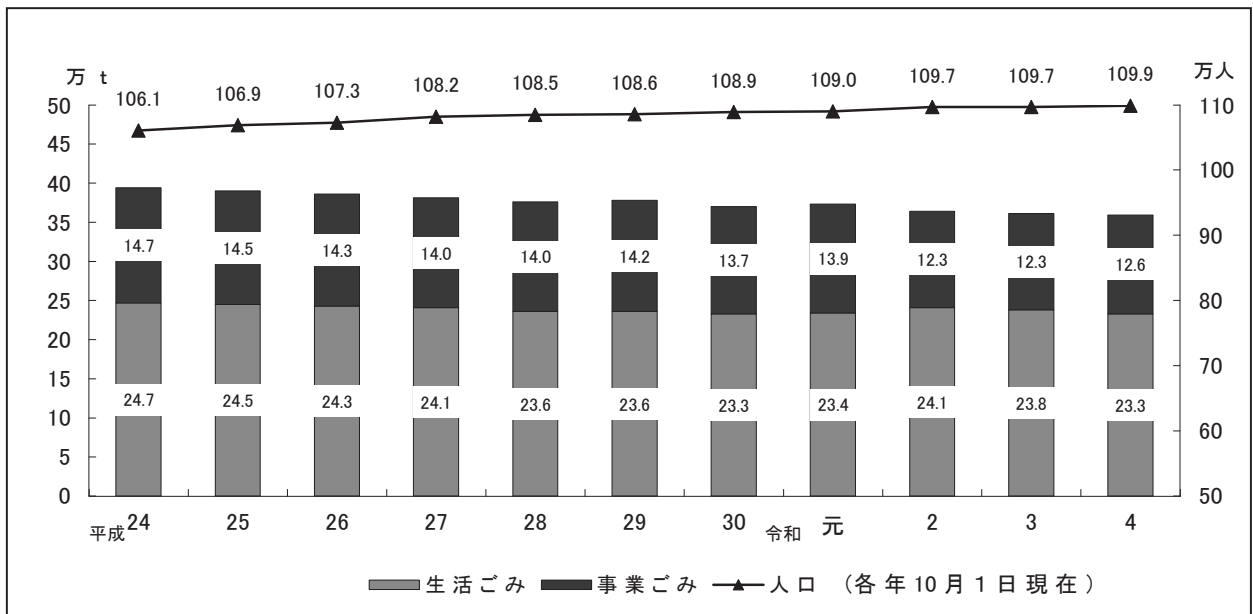
ごみの分別・収集形態

分別形態				収集形態	
生活 ご み	定 日 収 集 生 活 ご み	家庭ごみ	週 2 回	有 料	委 託
		プラスチック資源	週 1 回		
		缶・びん・ペットボトル	週 1 回		
		廃乾電池類	週 1 回	無 料	
		紙類	月 2 回		
		剪定枝	2 週 1 回		
		粗大ごみ	2 週 1 回		
臨時ごみ			有 料	直 営 又 は 許 可	
自己搬入				—	
事業ごみ				無 料	許 可
可燃ごみ					
不燃ごみ					
缶・びん・ペットボトル（飲料用）			有 料		—
紙類（事業系紙類回収庫等）					
自己搬入					
犬 猫 等 死 体	随時収集			有 料	委 託
	自己搬入				—

本市におけるごみ処理量及び人口は、＜図-9＞及び＜表-46＞のとおり推移している。また、ごみ処理の流れは＜図-10＞及び＜図-11＞のとおりである。

＜図-9＞

ごみ処理量及び人口の推移



<表-46>

ごみ量の推移（生活ごみ・事業ごみ）

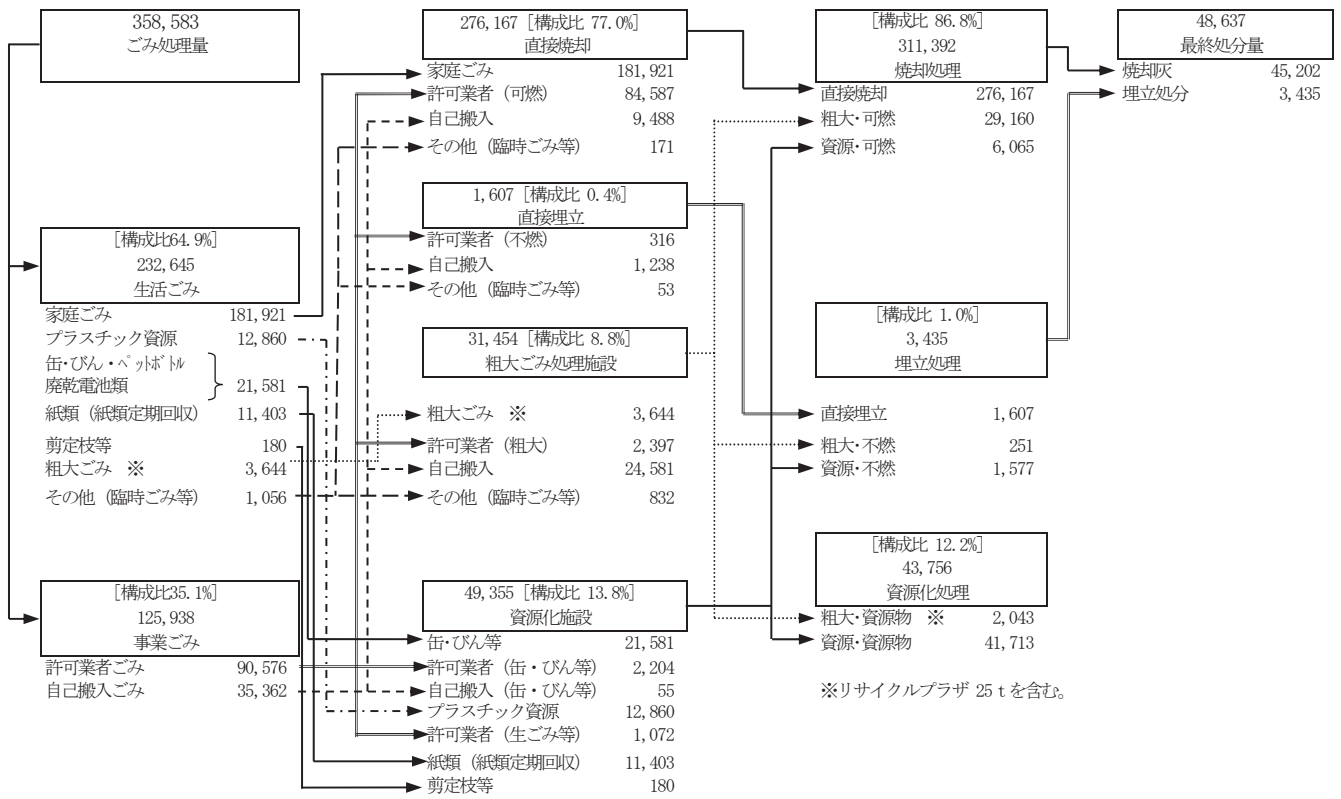
項目	年度	H30	R元	R2	R3	R4
人口（各年10月1日現在）		1,088,669人	1,090,263人	1,097,196人	1,097,237人	1,099,239人
（対前年度比）		+0.2%	+0.1%	+0.6%	+0.0%	+0.2%
ごみ総量		370,566 t	373,373 t	363,336 t	361,199 t	358,583 t
（対前年度比）		-1.9%	+0.8%	-2.7%	-0.6%	-0.7%
生活ごみ		233,408 t	234,235 t	240,647 t	238,107 t	232,645 t
（対前年度比）		-1.1%	+0.4%	+2.7%	-1.1%	-2.3%
家庭ごみ量		183,513 t	184,794 t	188,759 t	186,169 t	181,921 t
（対前年度比）		-1.3%	+0.7%	+2.1%	-1.4%	-2.3%
家庭ごみ1人1日当たり		462 g	463 g	471 g	465 g	453 g
（対前年度比）		-1.5%	+0.3%	+1.8%	-1.4%	-2.5%
プラスチック資源の量		12,633 t	12,616 t	13,181 t	13,162 t	12,860 t
（対前年度比）		+0.4%	-0.1%	+4.5%	-0.1%	-2.3%
缶・びん・ペットボトル等の量		20,981 t	20,621 t	21,906 t	21,914 t	21,581 t
（対前年度比）		-0.5%	-1.7%	+6.2%	+0.0%	-1.5%
紙類定期回収量		12,028 t	11,347 t	11,842 t	11,806 t	11,403 t
（対前年度比）		-4.4%	-5.7%	+4.4%	-0.3%	-3.4%
剪定枝の量		58 t	194 t	159 t	229 t	180 t
（対前年度比）		-	+234.5%	-18.0%	+44.0%	-21.4%
粗大ごみ量		2,958 t	3,106 t	3,571 t	3,657 t	3,644 t
（対前年度比）		+8.5%	+5.0%	+15.0%	+2.4%	-0.4%
その他		1,237 t	1,557 t	1,229 t	1,170 t	1,056 t
（対前年度比）		-2.4%	+25.9%	-21.1%	-4.8%	-9.7%
事業ごみ		137,158 t	139,138 t	122,689 t	123,092 t	125,938 t
（対前年度比）		-3.1%	+1.4%	-11.8%	+0.3%	+2.3%
許可業者収集量		105,918 t	104,843 t	86,725 t	88,614 t	90,576 t
（対前年度比）		-2.2%	-1.0%	-17.3%	+2.2%	+2.2%
自己搬入量		31,240 t	34,295 t	35,964 t	34,478 t	35,362 t
（対前年度比）		-5.8%	+9.8%	+4.9%	-4.1%	+2.6%

（注）災害による罹災ごみ等を含む。（【R元年度】生活ごみ：298t、事業ごみ：2,739t 【R2年度】生活ごみ：56t、事業ごみ：1,189t 【R3年度】事業ごみ：317t 【R4年度】事業ごみ：393t）

<図-10>

令和4年度 ごみ処理の流れ (実績)

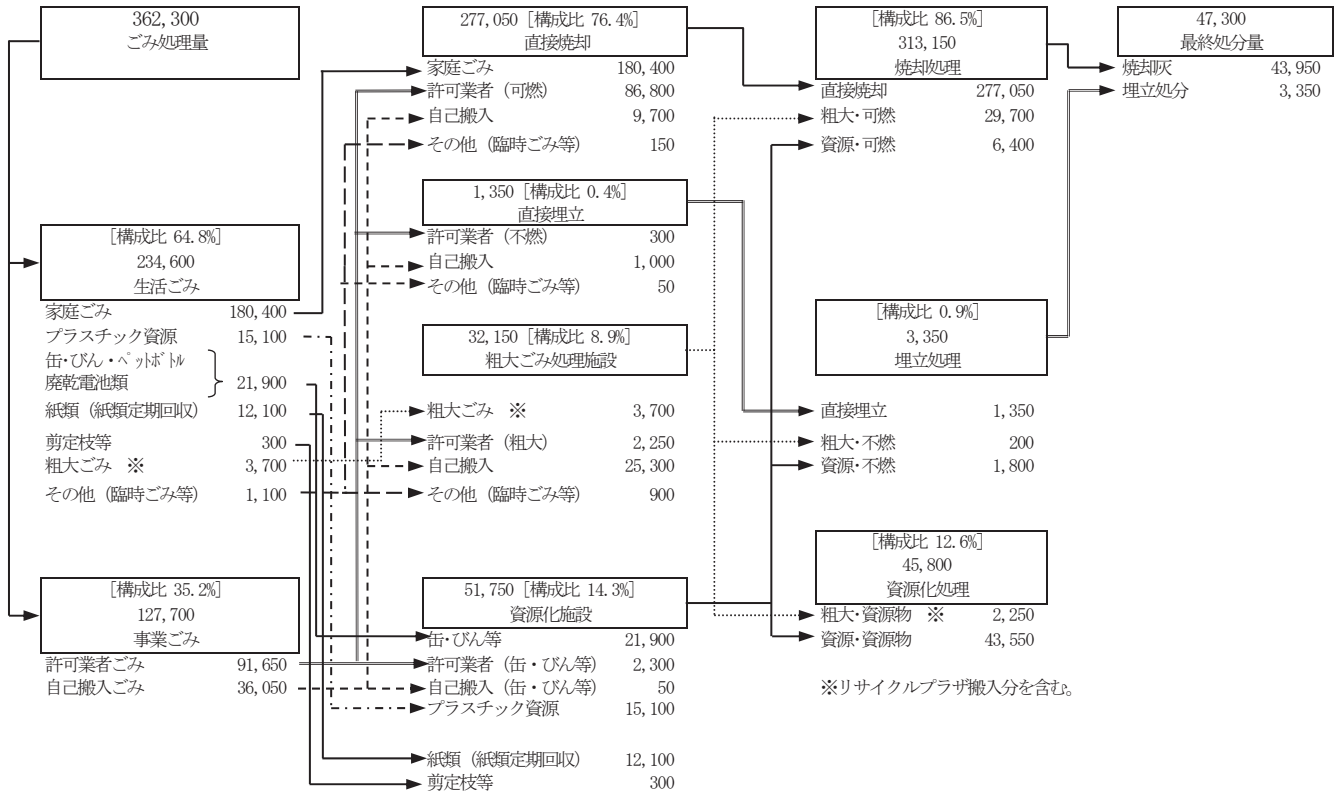
(単位: t)



<図-11>

令和5年度 ごみ処理の流れ (推計)

(単位: t)



2 収集・運搬

(1) 生活ごみ

本市における生活ごみの排出方法は、＜表-47＞のとおりになっており、生活ごみの定日収集については、剪定枝及び粗大ごみを除き集積所（ステーション）方式により行っている。

なお、本市における集積所数の推移及び内訳は、＜表-48＞、＜表-49＞のとおりである。

＜表-47＞

生活ごみの排出方法

種類	対 象	収集回数	排 出 方 法	
家庭ごみ	生ごみ、ゴム製品、皮製品、農薬・劇薬の空びん、食用油(紙などにしみこませるか凝固剤で固めて)、紙おむつ(汚物は取り除く)、アイロン・ポットなど(30cm以下のもの)、ポリタンク(20ℓまで)、せともの、板ガラス、コップ、電球、刃物など	週 2 回 (指定曜日) 祝休日も 収 集 (注) 1	収 集 日 の 朝 8 時 30 分 ま で に 決 め ら れ た 集 積 所 に 排 出	
プラスチック資源	○プラスチック製容器包装 ボトル類、カップ・パック類、袋、チューブ類、トレイ類、ペットボトルなどのふた・ラベル(プラスチック製)、錠剤やカプセルなどの薬の容器包装、その他緩衝材など(♻️マークが目安) ○製品プラスチック 文具用品、おもちゃ、植木鉢、じょうろ、ハンガー、かご、バケツ、ストロー、ざる、ボウル、保存容器など(プラスチック素材 100%に限る)	週 1 回 (指定曜日) 祝休日も 収 集		家庭ごみ指定袋(種類:大・中・小・特小)に入れて排出する。1回に出せる量は45ℓかつ10kg以下とする。(注) 2 ・せともの、ガラス片、刃物などは、厚手の紙や布等で包み、他のごみと一緒に指定袋に入れ、指定袋に「危険」と明示する。
びん・ペットボトル	・缶類:18ℓ(1斗缶)以下の大きさの缶・なべ・フライパン(ホーローも含む)等の金属類、スプレー缶 ・びん類:ガラスびん(農薬・劇薬のびんや割れたびんは除く) ・ペットボトル:清涼飲料用・酒類用・しょうゆ用・めんつゆ用等の♻️のマークがついたペットボトル	週 1 回 (指定曜日) 祝休日も 収 集		プラスチック資源指定袋(種類:大・中・小)に入れて排出する。 ・魚箱などの大きい発泡スチロールは、指定袋(大)を表面に貼り付けてから、ひもで十文字にしぼって出す。
廃乾電池類	・乾電池(ボタン電池・コイン電池含む) ・小型充電式電池(リチウムイオン電池等) ・小型充電式電池使用機器のうち電池を容易に取り外せないもの(モバイルバッテリー、加熱式たばこ等) ・蛍光管(電球型を含む) ・水銀体温計	週 1 回 (指定曜日) 祝休日も 収 集		配布される回収容器の中に直接入れる。 ・びん・ペットボトルのふたははずす。 ・缶やびん・ペットボトルは中を水で軽くすすぐ。 ・ペットボトルのラベルははがす。 ・ペットボトルはつぶす。 ・スプレー缶は使い切る。
紙類	新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ	月 2 回 (指定曜日) 祝休日も 収 集 (注) 3		電池は、端子部分にテープを貼って絶縁してから、透明な袋へ入れて回収容器に入れる。 ・蛍光管は、割れないように購入時のケースか新聞紙などに包んで回収容器の脇に置く。
			種類ごとにひもで十文字にしぼって出す。 ・折込チラシは新聞紙と一緒に出す。 ・紙パックは洗って開き乾かして出す。 ・紙以外は取り除く。	

種類	対 象	収集回数	排 出 方 法
剪定枝	家庭で剪定した庭木の枝や幹。戸別収集の場合には、下記のとおり処理したもの。 ・枝:直径 30cm 以内、長さ 80cm 以内の束にする。 ・幹:高さ 60cm 以内、直径 50cm 以内に切断する。	概ね2週間に1回 粗大ごみ受付センターに申し込み(インターネットでの受付も実施)、受付番号を記入した紙を代表の束又は幹の見やすい場所に貼り、指定された日の朝8時30分までに自宅前等に出す(立会は不要)。 (注)4	
粗大ごみ	一番長い部分が概ね30cmを超え、100kg以下の耐久消費財等。家庭用電気製品(家電リサイクル法対象品・パソコンを除く)、家具、寝具類、自転車、趣味用品、50cc以下のオートバイなど。	概ね2週間に1回 粗大ごみ受付センターに申し込み(255品目はインターネットでの受付も実施)、粗大ごみの品目に応じた金額の手数料納付券をコンビニエンスストア等から購入し、粗大ごみに貼って指定された日の朝8時30分までに自宅前等に出す(立会は不要)。	
臨ごみ	引越し、大掃除などで臨時的に多量に出るごみ(粗大ごみを含む)	各環境事業所又は許可業者へ申し込み、収集車両が入れる場所にまとめて出す(立会が必要)。	
自己搬入ごみ		市の処理施設へ直接自分でごみを持ち込む。	

- (注) 1 地域により、(月・木)、(火・金)、(水・土)
2 ポリバケツ(ふた付きで45ℓ以下のものに限る。)やコンテナボックスを利用する際も指定袋を使用して排出
3 地域により、月の1・3回目又は月の2・4回目の指定曜日
4 枝は、家庭ごみとして集積所に1回1束まで出すことも可能。また、枝・幹は事前申込みのうえ、指定の処理施設へ直接自分で持ち込むことも可能

<表-48>

ごみ集積所(ステーション)数の推移

項目	年度	H30	R元	R2	R3	R4
人 口(人)		1,088,669	1,090,263	1,097,196	1,097,237	1,099,239
世 帯 数(世帯)		514,509	520,556	523,620	531,764	539,705
集 積 所 数(カ所)		21,861	22,385	22,874	23,192	23,599

(注) 集積所数は各年度3月31日現在、人口及び世帯数は10月1日現在

<表-49>

ごみ集積所(ステーション)の内訳

(令和5年3月31日現在)

区分	区名	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
帰属(市所有)		826	323	242	491	1,246	3,128
共同住宅		3,143	2,555	1,687	2,232	1,238	10,855
コンテナBOX設置		(73)	(31)	(24)	(32)	0	(160)
空地		1,274	446	515	958	315	3,508
公園		17	6	14	18	10	65
道路上		1,506	879	543	997	493	4,418
歩道上		611	266	420	256	72	1,625
合計		7,377	4,475	3,421	4,952	3,374	23,599

(2) 事業ごみ

本市においては、昭和44年8月に、事業ごみ（一般廃棄物）の収集を市の直営から切り離し、排出事業者自らの責任において適正に処理することとした。これにより、事業者は自己処理又は処理施設へ自ら搬入する、若しくは許可業者に収集運搬を委託することになった。

許可業者に対しては分別収集徹底等の指導や搬入先の指示を行うとともに、事業者に対しても適正な料金の負担や分別排出等についての指導を行っている。

また、事業ごみ等を市処理施設に搬入する際の処分手数料の改定を平成30年4月に実施した。

<表-50>

事業ごみの処理形態

区 分		排出方法
許可業者に収集を依頼するとき	地区毎に担当する収集運搬業者（4社） 一定要件を充たす場合は、その他の収集運搬業者（5社）も可	可燃ごみ 不燃ごみ 缶・びん ペットボトル 紙類 に分別してから排出
自分で直接ごみを持ち込むとき		各処理施設の搬入遵守事項、受入基準による

(注) 一定要件とは、資源ごみを除くごみの排出量が、月平均3 t以上の見込みのある事業用大規模建築物の所有者等又は多量排出事業者。

(3) 犬猫等の死体処理

本市においては、犬・猫等の動物の死体を、定日収集生活ごみとは別に収集し、処分している。

処理については、市民からの申し込みにより戸別に収集したもの、市民が直接施設に搬入したもの及び飼い主が不明なもの等をペット斎場において焼却し、希望者には焼却後の遺骨の引き渡しを行っている。なお、遺骨引き渡しを希望しない場合や飼い主不明の動物の焼却後の遺骨は、一部を仙台市愛玩動物納骨堂に納め、残りは石積埋立処分場に埋め立てている。犬猫等死体処理頭数の推移は、<表-51>のとおりである。

<表-51>

犬猫等死体処理頭数

(単位：頭)

項目	年度	H30	R元	R2	R3	R4
総処理頭数 (対前年度比)		9,793 -0.4%	9,350 -4.5%	9,116 -2.5%	8,737 -4.2%	8,520 -2.5%
内	一頭焼却炉処理頭数	2,801	2,665	2,721	2,697	2,676
	複数頭焼却処理頭数	6,992	6,685	6,395	6,040	5,844
訳	有 料	5,502	5,213	5,071	5,129	4,957
	無 料	4,291	4,137	4,045	3,608	3,563

(注) 焼却された犬猫等の死体は、本市のごみ処理量には含まれていない。

(4) その他

ピアノ、自動車、50ccを超えるオートバイ、タイヤ、消火器、ガスボンベ等については、排出禁止物に指定（資料9参照）し、販売店等での引取り又は専門業者による有料での処理としている。

また、平成13年4月から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の対象品目を、平成15年10

月から家庭用パソコン（資源有効利用促進法）を排出禁止物に指定し、排出者が再商品化料金及び収集運搬料金を負担のうえ、メーカー及び販売店又は許可業者に収集運搬を依頼することにした。

まちぐるみ清掃等による地域清掃ごみは、無料配布する「地域清掃ごみ袋」に入れ集積所への排出又は、担当環境事業所による収集をしているが、通常の道路清掃に伴う土砂などについては、それぞれの管理者が処理している。

3 処分

(1) 処分の形態

本市のごみの処分の形態は、おおむね<図-12>のとおりとなっている。

家庭ごみと事業ごみのうち可燃ごみは焼却工場で焼却し、埋立処分している。

プラスチック資源及び缶・びん・ペットボトルについては、資源化施設において選別し、資源化している。

廃乾電池類については、缶・びん・ペットボトルとともに資源化施設で選別した後に、資源化業者によりリサイクルされている。

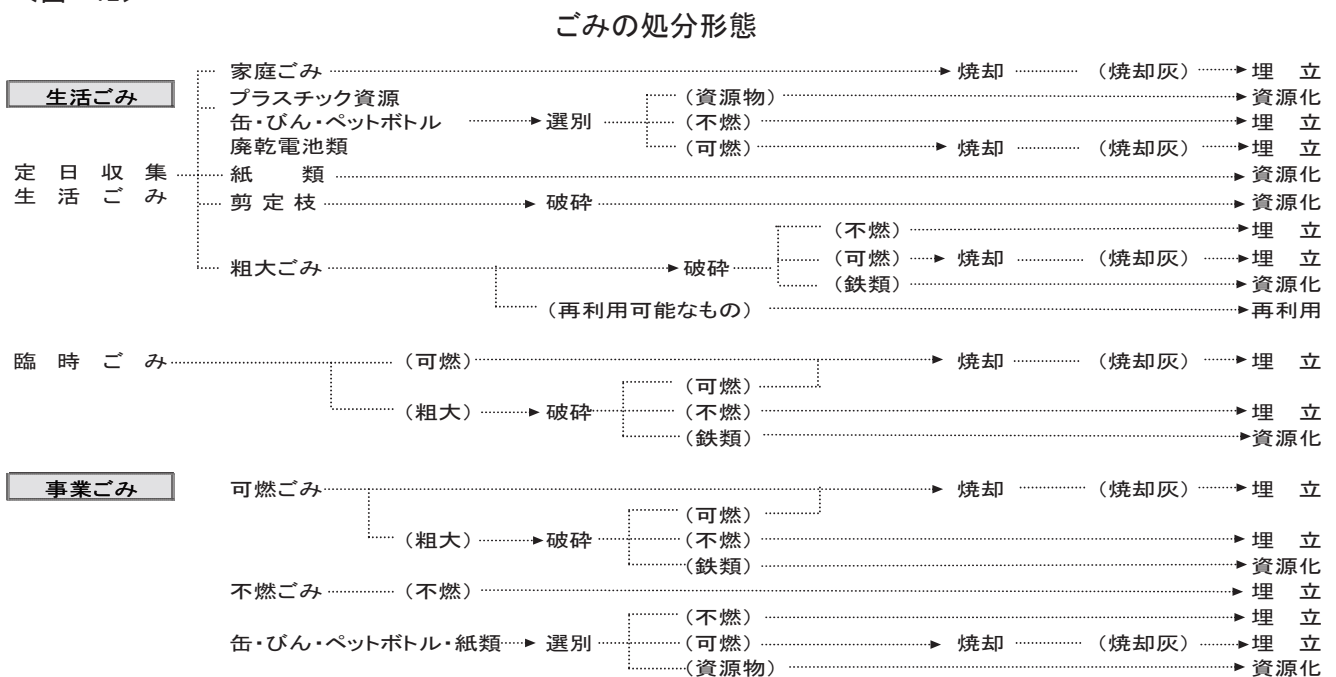
紙類（新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ）及び剪定枝（家庭で剪定した庭木の枝・幹）については、それぞれ資源化業者によりリサイクルされている。

粗大ごみは、破碎後資源化できる鉄類を選別し回収した後、可燃物は焼却処分し、不燃物は埋立処分している。なお、粗大ごみの中で、再使用可能なもの（排出者の申出のあったもの）は、リサイクルプラザで補修し、抽選で希望する市民に提供している。

粗大ごみ又は臨時ごみとして排出されるごみのうちスプリングマットレスについては、今泉工場においてスプリングは資源化し、可燃物は焼却している。

事業ごみのうちの不燃ごみは、埋立処分している。

<図-12>



<表-52>

ごみ処分量の推移

項目		年度	H30	R元	R2	R3	R4
人口 (各年10月1日現在)			1,088,669人	1,090,263人	1,097,196人	1,097,237人	1,099,239人
ごみ総量			370,566 t	373,373 t	363,336 t	361,199 t	358,583 t
処分の内訳	焼却量 (対前年度比)		322,515 t -1.8%	326,017 t +1.1%	314,499 t -3.5%	312,684 t -0.6%	311,392 t -0.4%
	埋立量 (対前年度比)		3,709 t -14.6%	3,857 t +4.0%	4,064 t +5.4%	3,616 t -11.0%	3,435 t -5.0%
	資源化量 (対前年度比)		44,342 t -0.9%	43,499 t -1.9%	44,773 t +2.9%	44,899 t +0.3%	43,756 t -2.5%

<表-53>

資源化施設への搬入量の推移

項目		年度	H30	R元	R2	R3	R4
搬入量 (対前年度比)			49,401 t -1.4%	48,365 t -2.1%	50,082 t +3.6%	50,357 t +0.5%	49,355 t -2.0%
搬入の内訳	生活ごみ (対前年度比)		45,700 t -1.2%	44,778 t -2.0%	47,088 t +5.2%	47,111 t +0.0%	46,024 t -2.3%
	許可業者 (対前年度比)		3,685 t -4.3%	3,549 t -3.7%	2,946 t -17.0%	3,199 t +8.6%	3,276 t +2.4%
	自己搬入 (対前年度比)		16 t +0.0%	38 t +137.5%	48 t +26.3%	47 t -2.1%	55 t +17.0%
資源化処理施設内訳	松森資源化センター (対前年度比)		8,806 t -0.6%	8,508 t -3.4%	8,301 t -2.4%	8,947 t +7.8%	8,799 t -1.7%
	葛岡資源化センター (対前年度比)		12,723 t -0.3%	12,638 t -0.7%	13,926 t +10.2%	13,268 t -4.7%	13,088 t -1.4%
	J & T 環境(株) (対前年度比)		12,633 t +0.4%	12,616 t -0.1%	13,181 t +4.5%	13,162 t -0.1%	12,860 t -2.3%
	堆肥化センター (対前年度比)		875 t -11.3%	851 t -2.7%	946 t +11.2%	1,129 t +19.3%	1,072 t -5.0%
	仙台清掃公社再資源化工場 (対前年度比)		2,278 t -2.9%	2,211 t -2.9%	1,727 t -21.9%	1,816 t +5.2%	1,953 t +7.5%
	資源化業者(紙類) (対前年度比)		12,028 t -4.4%	11,347 t -5.7%	11,842 t +4.4%	11,806 t -0.3%	11,403 t -3.4%
	資源化業者(剪定枝) (対前年度比)		58 t -	194 t +234.5%	159 t -18.0%	229 t +44.0%	180 t -21.4%
処分の内訳	資源化		42,014 t	41,224 t	42,503 t	42,739 t	41,713 t
	焼却(可燃残渣)		5,517 t	5,396 t	5,786 t	5,952 t	6,065 t
	埋立(不燃残渣)		1,870 t	1,745 t	1,793 t	1,666 t	1,577 t

(注) 堆肥化センターは、令和4年度末で受入を停止している。

<表-54>

破碎処理施設への搬入量の推移

項目		年度	H30	R元	R2	R3	R4
搬入量			29,884 t	30,695 t	32,361 t	31,016 t	31,454 t
(対前年度比)			-4.7%	+2.7%	+5.4%	-4.2%	+1.4%
搬入の内訳	生活ごみ		3,955 t	4,389 t	4,578 t	4,609 t	4,476 t
	(対前年度比)		+5.2%	+11.0%	+4.3%	+0.7%	-2.9%
	許可業者		3,121 t	2,926 t	2,504 t	2,387 t	2,397 t
(対前年度比)		+4.6%	-6.2%	-14.4%	-4.7%	+0.4%	
	自己搬入		22,808 t	23,380 t	25,279 t	24,020 t	24,581 t
(対前年度比)		-7.4%	+2.5%	+8.1%	-5.0%	+2.3%	
施設内訳	今泉粗大ごみ処理施設		11,808 t	12,828 t	11,822 t	13,652 t	14,314 t
	(対前年度比)		-5.3%	+8.6%	-7.8%	+15.5%	+4.8%
	葛岡粗大ごみ処理施設		18,038 t	17,836 t	20,508 t	17,341 t	17,115 t
(対前年度比)		-4.4%	-1.1%	+15.0%	-15.4%	-1.3%	
	リサイクルプラザ		38 t	31 t	31 t	23 t	25 t
処分内訳	焼却		27,496 t	28,241 t	29,681 t	28,693 t	29,160 t
	埋立		60 t	179 t	410 t	163 t	251 t
	資源化		2,328 t	2,275 t	2,270 t	2,160 t	2,043 t

<表-55>

焼却処理施設への搬入量の推移

項目		年度	H30	R元	R2	R3	R4
搬入量			322,515 t	326,017 t	314,499 t	312,684 t	311,392 t
(対前年度比)			-1.8%	+1.1%	-3.5%	-0.6%	-0.4%
搬入の内訳	直接焼却	生活ごみ	183,706 t	185,014 t	188,921 t	186,323 t	182,092 t
		(対前年度比)	-1.3%	+0.7%	+2.1%	-1.4%	-2.3%
		許可業者	98,684 t	97,938 t	80,989 t	82,742 t	84,587 t
		(対前年度比)	-2.3%	-0.8%	-17.3%	+2.2%	+2.2%
		自己搬入	7,112 t	9,428 t	9,122 t	8,974 t	9,488 t
	(対前年度比)	+3.6%	+32.6%	-3.2%	-1.6%	+5.7%	
	計	289,502 t	292,380 t	279,032 t	278,039 t	276,167 t	
(対前年度比)		-1.5%	+1.0%	-4.6%	-0.4%	-0.7%	
	粗大ごみ可燃残渣	27,496 t	28,241 t	29,681 t	28,693 t	29,160 t	
(対前年度比)		-5.3%	+2.7%	+5.1%	-3.3%	+1.6%	
	資源可燃残渣	5,517 t	5,396 t	5,786 t	5,952 t	6,065 t	
(対前年度比)		+0.4%	-2.2%	+7.2%	+2.9%	+1.9%	
焼却施設内訳	今泉工場	74,094 t	78,666 t	60,298 t	82,497 t	93,645 t	
	(対前年度比)		-16.6%	+6.2%	-23.3%	+36.8%	+13.5%
	葛岡工場	125,143 t	120,277 t	125,824 t	111,899 t	124,121 t	
(対前年度比)		+7.9%	-3.9%	+4.6%	-11.1%	+10.9%	
	松森工場	123,278 t	127,074 t	128,377 t	118,288 t	93,626 t	
(対前年度比)		-0.3%	+3.1%	+1.0%	-7.9%	-20.8%	
富谷市搬入分 (処理量に含まず)			15,087 t	15,838 t	15,584 t	15,450 t	15,232 t

- (注) 1 粗大ごみ可燃残渣：粗大ごみ処理施設から排出される可燃ごみ
 2 資源可燃残渣：資源化施設から排出される可燃ごみ
 3 平成17年度より富谷市のごみ処理を仙台市で受託

<表-56>

埋立処分場への搬入量の推移

項目		年度	H30	R元	R2	R3	R4
石積埋立処分場搬入量 (対前年度比)			49,546 t -2.7%	51,662 t +4.3%	49,993 t -3.2%	47,379 t -5.2%	48,637 t +2.7%
搬入	直 接 埋 立	生活ごみ (対前年度比)	47 t -6.0%	54 t +14.9%	60 t +11.1%	64 t +6.7%	53 t -17.2%
		許可業者 (対前年度比)	428 t -8.4%	430 t +0.5%	286 t -33.5%	286 t +0.0%	316 t +10.5%
		自己搬入 (対前年度比)	1,304 t -20.9%	1,449 t +11.1%	1,515 t +4.6%	1,437 t -5.1%	1,238 t -13.8%
		計 (対前年度比)	1,779 t -17.9%	1,933 t +8.7%	1,861 t -3.7%	1,787 t -4.0%	1,607 t -10.1%
の内	焼 却 灰 排 出 内 訳	粗大ごみ不燃残渣 (対前年度比)	60 t -14.3%	179 t +198.3%	410 t +129.1%	163 t -60.2%	251 t +54.0%
		資源不燃残渣 (対前年度比)	1,870 t -11.2%	1,745 t -6.7%	1,793 t +2.8%	1,666 t -7.1%	1,577 t -5.3%
		今泉工場 (対前年度比)	9,323 t -19.4%	10,580 t +13.5%	7,915 t -25.2%	10,449 t +32.0%	11,711 t +12.1%
		葛岡工場 (対前年度比)	17,455 t +9.4%	17,391 t -0.4%	17,013 t -2.2%	15,125 t -11.1%	17,410 t +15.1%
の内	焼 却 灰 排 出 内 訳	松森工場 (対前年度比)	19,059 t -0.0%	19,834 t +4.1%	21,001 t +5.9%	18,189 t -13.4%	16,081 t -11.6%
		計 (対前年度比)	45,837 t -1.6%	47,805 t +4.3%	45,929 t -3.9%	43,763 t -4.7%	45,202 t +3.3%
その他 (対前年度比) (処理量に含まず)			244 t -15.6%	248 t +1.6%	265 t +6.9%	296 t +11.7%	341 t +15.2%

- (注) 1 その他は富谷市搬入分、し尿処理施設等から出る汚泥等を計上している。
 2 平成17年度より富谷市のごみ処理を仙台市で受託
 3 焼却灰には、工場搬入がれき由来のものを含む。

(2) 家庭ごみの性状

① 焼却される家庭ごみの物理的組成

今泉工場・葛岡工場・松森工場に搬入された家庭ごみの物理的組成平均値は<表-57>のとおりである。

<表-57>

焼却される家庭ごみの物理的組成

(単位：%)

項目		年 度		乾ベース					湿ベース				
		H30	R元	R2	R3	R4	H30	R元	R2	R3	R4		
不燃物	ガラス類	0.7	0.6	0.7	1.2	0.7	0.3	0.3	0.4	0.7	0.4		
	陶器・石類	0.5	0.7	0.3	0.2	0.7	0.3	0.4	0.1	0.1	0.4		
	金属類	0.9	1.8	1.1	1.7	1.1	0.6	1.1	0.7	1.0	0.7		
	小計	2.1	3.1	2.1	3.1	2.5	1.2	1.8	1.2	1.8	1.5		
可燃物	ゴム・皮革類	1.1	1.7	1.8	1.8	1.9	0.6	1.0	1.0	1.0	1.1		
	プラスチック類	23.4	20.3	21.6	23.0	23.0	16.5	14.2	15.2	16.3	16.4		
	厨芥類	15.1	15.9	13.3	15.3	13.3	32.7	34.3	30.0	34.5	30.7		
	木類	2.8	2.6	5.0	2.3	3.4	3.3	2.9	5.8	2.3	3.8		
	紙類	44.3	43.9	42.9	41.3	43.3	38.0	37.7	38.3	35.2	37.4		
	布類	9.7	10.9	11.7	11.4	10.3	6.3	6.8	7.4	7.6	7.0		
	小計	96.4	95.3	96.3	95.1	95.2	97.4	96.9	97.7	96.9	96.4		
雑物類		1.5	1.6	1.6	1.8	2.3	1.4	1.3	1.1	1.3	2.1		
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

(注) 乾ベースとは、分析対象ごみを乾燥器により、一定温度で乾燥させ水分を取り除いたごみについての分析をいい、湿ベースとは、採取した直後のごみについての分析をいう。

② 焼却される家庭ごみの化学的組成

今泉工場・葛岡工場・松森工場に搬入された家庭ごみの化学的組成平均値は<表-58>のとおりである。

<表-58>

焼却される家庭ごみの化学的組成

項目		年 度		H30	R元	R2	R3	R4
		H30	R元	R2	R3	R4		
見掛比重 (t/m ³)				0.12	0.12	0.12	0.11	0.10
三成分	水分 (%)			47.66	46.30	45.71	46.14	43.87
	可燃分 (%)			46.49	47.48	48.24	47.75	49.58
	不燃分 (%)			5.85	6.22	6.05	6.11	6.55
可燃物の元素分析	炭素 (%)			25.01	25.65	26.01	26.65	27.58
	水素 (%)			3.52	3.60	3.84	3.81	3.94
	窒素 (%)			0.39	0.48	0.50	0.48	0.35
	塩素 (%)			0.12	0.13	0.19	0.11	0.20
	硫黄 (%)			0.01	0.02	0.02	0.01	0.01
	酸素及びその他 (%)			17.44	17.60	17.68	16.69	17.50
発熱量	低位	(kJ/kg)		8,980	9,170	9,500	9,740	9,980
		(kcal/kg)		2,140	2,190	2,270	2,330	2,380
	高位	(kJ/kg)		10,960	11,130	11,510	11,750	11,980
		(kcal/kg)		2,620	2,660	2,750	2,810	2,860

4 ごみ処理の指導等

本市では、生活環境の清潔保持やごみの適正処理のため、市民や事業者に対して各区の環境事業所が生活ごみ及び事業ごみの分別・排出方法に関する指導やごみ集積所の調査・指導等を行っている。

(1) ごみ集積施設の設置指導

「仙台市開発指導要綱」又は「ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱」に基づき、一定規模以上の建築物の建設や宅地の造成事業等を行う者に対し、ごみ集積施設を設置するよう指導している。

【指導対象】

- ・ 仙台市開発指導要綱：1,000㎡以上の開発行為を行う者
- ・ ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱：次の①～③に掲げる規模の建築物の建設事業又は当該建築物の敷地となる宅地等の造成事業を実施しようとする者（仙台市開発指導要綱の適用対象事業を除く） ①10戸以上の戸建住宅 ②4戸以上の共同住宅等 ③延床面積1,000㎡以上の事業所

(2) 家庭ごみの不適正排出の指導等

家庭ごみ集積所への不適正排出に対する指導のほか、排出禁止物についても処理指導を行っている。

令和4年度は、273点の排出禁止物（市で処理できない家電4品目・パソコン・タイヤ・消火器等）（資料9参照）がごみ集積所等に排出された。これらについては、収集できない旨を表示したシールを貼付し、排出者の責任において、販売店や処理業者などに連絡し処理するよう指導している。

(3) 「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」の実施

平成26年度からごみ減量キャンペーンの取組みの一環として、「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」を実施している。これは、町内会等が管理するごみ集積所について、出されたごみがきちんと分別されているか、排出ルールが守られているか、清潔に保たれているかなどを環境局職員が診断し、結果が良好なごみ集積所に認定証を交付するもので、令和4年度は35カ所から応募があり、34カ所を「五つ星☆集積所」、1カ所を「四つ星☆集積所」として認定証を交付した。

(4) 事業ごみの適正処理の指導

平成25年度から市内3カ所の清掃工場で、収集運搬許可業者が搬入するごみをピットの前に広げて展開検査を実施していたが、平成29年度に3カ所の清掃工場に搬入物検査装置を設置し、平成30年2月から専任の検査員が装置を使用して事業ごみの検査を行い、より排出実態を踏まえた指導啓発を行っている（令和4年度3,198車両）。資源物や産業廃棄物の混入が認められる場合に、収集運搬許可業者に指導を行うとともに、搬入禁止物の混入が著しい排出事業者には、訪問指導等を行う。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業者への負担を考慮したうえで、商業施設等へ計14件の訪問指導を行った。

事業用大規模建築物所有者及び多量排出事業者（以下、「大規模事業者等」という。）に対しては、平成29年度までは定期的な立入調査を実施していたが、平成30年度、令和元年度は展開検査結果に基づく訪問指導を中心に実施した。令和2年度からはこれに加えてごみ処理の状況等を確認する立入調査を行っている。

また、平成27年度より事業者からの申し込みを受け、事業所を訪問し「事業ごみの分け方・出し方」を説明する出前講座を実施している（令和4年度5事業所・5回開催）。

(5) 広報リーフレットの配布・PR

ごみ排出ルールの周知については、市政だよりへの啓発記事の掲載をはじめ、ホームページにより随時更新された情報を公開している。また次のような各種印刷物及び動画を随時市民・事業者配布・公開し、指導・啓発に努めている。令和5年4月からの製品プラスチック分別収集開始にあたっては、啓発リーフレットを全戸配布したほか、「資源とごみの分け方・出し方」の改訂を行った。

- ・配布用「資源とごみの分け方・出し方」(保存版パンフレット)
- ・配布用「引越しの手引き」
- ・外国語版「資源とごみの分け方・出し方」(英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語)
- ・簡易版「外国語ごみ出しリーフレット」(英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語)
- ・多言語ごみ排出ルールビデオ「ごみの出し方のルール知っていますか？」(やさしい日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語)
- ・点字・音声版「資源とごみの分け方・出し方」
- ・配布用「感染を拡げないためのごみの捨て方」、「集積所清掃を行う場合の注意点」(チラシ)
- ・外国語版「新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのごみの出し方」(やさしい日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語)
- ・外国語版「新型コロナウイルス感染症になった場合やコロナかもしれない場合のごみの出し方」(やさしい日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語)
- ・事業者向け「事業ごみの分け方・出し方」「産業廃棄物の適正処理のために」
- ・外国語版「事業ごみの分け方・出し方(チラシ)」(やさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語・ネパール語)

さらに、町内会等を対象とした出前講座の開催や小学校を対象としたゲストティーチャーの派遣事業、3月から4月の引越・入学シーズンには、各区役所でのちらし等の配布や大学・専門学校等での新入生や外国人学生を対象とした「ごみの出し方説明会」等、生活ごみの分け方・出し方について周知を図っている。

(6) 地域ごみ出し支援活動促進事業

「高齢や障害等により集積所へのごみ出しが難しい世帯がある」との市民の声に応えるため、平成30年10月から、地域ごみ出し支援活動の実施団体が、支援を求めている世帯のごみ出し支援活動を実施する場合に、支援活動の実施回数に応じて年2回、実施団体に対して奨励金を交付する事業を開始した。実施団体は登録制をとっており、令和4年度は52団体が登録している。

地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金の算定基準

- ① 家庭ごみ等：1回あたり140円/世帯
- ② 粗大ごみ等：1回あたり280円/世帯 【令和4年度より新規追加】

※ 半期分奨励金は1団体100,000円を上限としている。

<表-59>

地域ごみ出し支援活動促進事業実績

	活動団体数	支援世帯数	支援回数		交付金額 (円)
			家庭	粗大ごみ等	
H30	5	11	179		25,060
R1	12	21	1,436		200,180
R2	16	63	3,796		531,440
R3	18	74	5,355		737,100
R4	30	104	6,787	3	939,120

5 クリーン仙台推進員制度

ごみ減量・リサイクルの推進や地域環境美化などの課題に地域で取り組むリーダーを育成するため、平成4年度からモデル事業として始まり、平成7年8月には「クリーン仙台推進員設置要綱」を制定し、事業として制度化している。また、平成17年度よりクリーン仙台推進員の活動に協力していただくことを目的にクリーン仙台推進員協力者（クリーンメイト）制度を設けた。クリーン仙台推進員及びクリーンメイトは、町内会等からの推薦に基づき委嘱することとしている。

なお、平成20年10月の家庭ごみ等有料化開始により、不法投棄・不適正排出の増加をはじめ、ごみ減量・リサイクルの促進に関して地域レベルで取り組む課題が多くなることが懸念されたことから、平成20年3月に同要綱の一部改正により推進員推薦枠を拡充し、推進員の大幅な増員を図った。また、平成27年3月に、「クリーン仙台推進員永年勤続表彰要綱」を制定し、推進員を継続して10年以上務めた方に感謝状を贈呈することとした。

クリーン仙台推進員及びクリーンメイトは各地域の実情に応じて、ごみの適正排出及び分別の推進、ごみの減量・リサイクル、環境意識の普及啓発、不法投棄の巡視、地域環境美化などに関して、市と連携を図りながら主体的に活動している。

本市では、研修会や施設見学会、活動発表会などを開催し、推進員等の育成を図っている。また、推進員相互の連携づくりと情報の共有を目的とした「仙台メビウス通信」（年4回）や、制度の概要や推進員の活動事例などを掲載した「活動の手引き」（2年ごと）を作成、配布し、その活動を支援している。

<表-60>

推進員の委嘱状況

(令和5年4月1日現在) (人)

区名	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
クリーン仙台推進員	658	412	415	521	432	2,438
クリーンメイト	392	274	162	324	272	1,424

(各年4月1日現在) (人)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
クリーン仙台推進員	2,484	2,494	2,497	2,418	2,438
クリーンメイト	1,699	1,782	1,706	1,533	1,424

6 災害廃棄物対策

東日本大震災の経験や近年の水害等を踏まえ、令和2年3月に「仙台市災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、具体のマニュアルを整備するなど、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう体制の確保に努めている。

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震では、災害廃棄物の迅速な処理に向け、ごみの自己搬入手数料の減免を実施するとともに、損壊家屋等の解体・撤去を実施している。